令和５年度

朝霞第三小学校ＰＴＡ定期総会

日　時　：　令和５年５月17日(水)　午後３時45分より

場　所　：　朝霞第三小学校　体育館

総　会　次　第

1.　開会のことば

2.　会長あいさつ

3.　学校長あいさつ

4.　議長選出及び書記委嘱

5.　議事

（1）　令和４年度 事業報告

（2）　令和４年度 決算及び監査報告

（3）　令和４年度 規約改定について

（4）　令和５年度 役員・会計監事承認

（5）　令和５年度 事業計画案審議

（6）　令和５年度 予算案審議

（7）　埼玉県ＰＴＡ安全互助会について

6.　令和５年度　理事紹介

7.　教職員紹介

8.　閉会のことば

令和四年度事業報告

― 内 部 関 係 ―

学 級 部

4月27日	第１回部会　新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
5月13日	令和４年度PTA定期総会　受付
5月6日	修学旅行説明会受付・集金手伝い
5月25日	１年生・そらまめ学級授業参観受付
5月25日・29日	白衣点検用備品購入
6月10日	5年生 林間学校説明会受付、集金手伝い
6月21日	一学期白衣点検係への手紙印刷・備品準備・棚入れ
7月7日	修学旅行費監査
7月中旬	一学期会計監査
7月15日	白衣点検前 確認
7月27日	白衣点検後 確認
9月12、26日	運動会打ち合わせ
10月6日	運動会係への手紙作成、棚入れ
10月14日	運動会前日準備
10月15日	運動会係の統括
11月5日	学校公開受付
11月29日	白衣点検係への手紙棚入れ
12月6日	林間学校会計監査
12月中旬	二学期会計監査
12月21日	白衣点検前 確認
12月26日	白衣点検後 確認
2月2日	理事・係決めについての打ち合わせ
2月14日～16日	授業参観・懇談会受付
3月17日	第２回部会、理事・係決めの手紙作成
3月下旬	三学期会計監査
4月上旬	欠席届・理事免除申請届　棚入れ
4月26日～28日	理事・係決め司会進行

総 務 部

4月27日	新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
5月10日	テトラ係向け手紙印刷・棚入れ
5月24日	第１回テトラ係活動
6月7日	ベルマーク便りの発行、印刷・棚入れ
7月7日	環境美化活動お便り発行、お知らせ印刷
7月12日	第１回ベルマーク係活動
7月19日	第２回テトラ係活動
9月1日	環境美化活動手紙　棚入れ
10月4日	第１回環境美化活動
10月11日	第３回テトラ活動
11月29日	第４回テトラ係活動
1月17日	第２回ベルマーク係活動
1月24日	第５回テトラ係活動
3月3日	第２回環境美化活動案内及び配置図配信
3月13日	第２回環境美化活動
3月23日	第６回テトラ活動

文　化　教　養　部

4月27日	新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
5月12日	家庭教育学級補助金制度説明会参加
5月18日	第１回代表打ち合わせ
6月2日	第２回代表打ち合わせ
7月5日	第１回部会　学習内容の説明、係決め
7月13日	申請書類作成・提出
7月14日	年間スケジュール配信
8月19日	第１回講座開催案内の手紙作成
9月14日	講座のチラシ印刷、棚入れ
10月3日	講座申込者の名簿作成
10月6日	第３回代表打ち合わせ
10月19日	朝霞市主催講演会　聴講
10月27日	講座参加者へご案内状　棚入れ
11月5日	講座にて、当日配布資料の印刷及び製本
11月24日	第４回代表打ち合わせ
11月28日	講座開催
12月5日	市へ報告書提出

広　報　部

4月27日	第１回部会 新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
5月13日	第１回代表打合せ　教頭先生と代表間で活動の見直しと方針の協議
5月19日～6月30日	いなほ第188号原稿作成・入稿・校正作業
7月15日	いなほ第188号納品・棚入れ
	第２回部会
	第２回代表打ち合わせ
9月16日～2月1日	いなほ第189号原稿作成・入稿・校正作業
3月2日	いなほ第189号納品・棚入れ
	第３回代表打ち合わせ

ふれあい実行委員会

4月27日	新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
6月27日	第１回朝霞五中区ふれあい推進実行委員会 出席
7月22日	ふれあいまつり打ち合わせ
8月23日	第１回朝霞五中校区ふれあい推進事業実行委員会 出席
9月16日	第２回朝霞五中校区ふれあい推進事業実行委員会 出席
10月12日	移動動物園ふれあい体験アンケート印刷・棚入れ
10月22日	４役打ち合わせ
10月24日	手紙印刷棚入れ
10月26日	ふれあい実行委員　理事会
11月4日	ふれあい理事、係前日準備
11月5日	ふれあいまつり開催
11月10日	ふれあいまつりアンケート印刷・棚入れ
11月22日	ふれあいまつり参加団体様へのお礼状作成・投函
11月28日	ふれあいまつりアンケート集計
12月2日	第３回朝霞五中区ふれあい推進実行委員会 出席
12月6日	ふれあい動物園費用 振込

郊　外　指　導　部

4月27日	新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
5月11日	代表打合せ
5月19日	通学路アンケート印刷・棚入れ
6月16日	第1回部会開催
7月6日	朝霞市スクールガード養成講習会　出席
7月14日	通学路整備連絡
8月27日	通学路整備実施
7月～8月	通学路アンケート結果作成
	パトロール表　連絡
	転入生　班調整
11月28日	第２回部会開催
	新年度通学班名簿作成開始
	三学期パトロール表の作成、配布
1月17日・24日	部会前打合せ
2月22日	第３回部会　新年度通学班 名簿作成

執　行　部

4月27日	新旧理事顔合わせ・代表決め・引継ぎ
4月11日	会計監査
4月19日～21日	役員決め　書記手伝い　名簿編集
4月27日・5月13日	集金準備
5月13日	令和４年度PTA定期総会
5月19日	第１回執行部会・常任理事会開催
	PTA備品整理、移動
	PTA通帳名義変更・担当者変更手続き
5月31日	卒業対策係との顔合わせ・PTA集金袋棚入れ
	前期・PTA会費集金、会費未納者へのお手紙作成
	積立金・諸経費振替
6月3日	安全互助会費の納入
6月20日	製版機修理　立会
6月24日	後日集金
7月4日	卒業対策係　集金についての手紙発行
7月5日	銀行（後日集金の入金、立替金の出金）
7月7日	第２回執行部会・常任理事会開催
7月12日	PTA会費納入袋（来年度用）の代金振込
7月19日	執行部備品整理
7月22日	製版機修理費の振込
8月30日	銀行（立替金の出金、記帳）
9月1日	第３回執行部会・常任理事会開催
9月15日	卒業対策係打ち合わせ
9月28日	後期・PTA会費集金準備
	一学期会計監査準備
	銀行(通帳担当者変更手続、記帳)
10月6日	卒業対策係手紙準備
10月12日	後期・PTA会費集金のお手紙配信・集金準備
10月31日	PTA会費集金袋棚入れ
11月1日	後期・PTA会費集金、銀行(PTA会費入金)
	一学期会計監査
11月5日	卒業対策係集金
11月10日	第４回執行部会・常任理事会開催
11月10日・12月5日	後期PTA会費後日集金
12月13日	臨時執行部会開催
12月16日	ふれあいまつり残金戻入れ
12月28日	朝霞市役所へ納付書受取・振込
1月12日	会計監査準備・銀行担当者変更手続
1月23日	二学期会計監査
1月24日	埼玉県PTA安全互助会個別(任意)加入「団体障害保険」
	手紙作成、及び2月3日配信依頼
2月2日	第５回執行部会・常任理事会開催
	埼玉県PTA安全互助会個別(任意)加入「団体障害保険」　資料棚入れ
	新入学児保護者説明会出席
2月14日	卒業式、年度末に向けての経費精算準備(銀行)
2月23日	決算書作成準備予算案作成
2月26日	卒業記念品代 支払い
3月2日	第６回執行部会・常任理事会開催
	予算案見直し、決算書作成準備、集金袋返却、新年度引継ぎ資料準備
3月22日	卒業式手伝い、令和４年度会計監査準備、決算書作成

― 朝霞市PTA連合会・他外部関係 ―

5月27日	令和４年度朝霞市PTA連合会 定期総会　出席
6月13日	第１回朝霞市PTA連合会 常任理事会　出席
9月30日	第１回朝霞市保護者代表連絡会　出席
	第２回朝霞市PTA連合会 常任理事会　出席
11月7日	市長との懇談会　出席
	第３回朝霞市PTA連合会 常任理事会　出席
12月22日	第２回朝霞市保護者代表連絡会　出席
2月3日	第４回朝霞市PTA連合会 常任理事会　出席

― ソフトボール部 ―

12月11日	市内PTAソフトボール大会参加
その他	練習日　５-６月、９-10月　第２・３日曜日
	PTAソフトボール　代表者会議　２回
	学校開放委員会会議　３回
	夏休み　校内除草作業参加

― バレーボール部 ―

8月31日	代表者会議
9月10日	PTAバレーボール大会
その他	練習日　毎週月曜日

令和5年度ＰＴＡ備品

会議用テーブル	20	会議用椅子	42	横断幕	1
裁断機	1	腕章(青)	25	製版機	1
ラミネーター	1	腕章(黄)	38	パソコン	1
電卓	13	ウィンドブレーカー	32	プリンタ	1
シュレッダー	1	道具運搬キャリーカート	1	ヘルメット	5
バレーボール	8	バット	11	ベース	4
グローブ	2	ソフトボール	28	バットケース	1
バレーボール用バッグ	6	折りたたみ式ネット	1		

令和4年度決算書

収入の部

令和5年3月31日現在

項　　目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	比較増減	付　　記
1.会　費	1,294,000	1,262,000	▲ 32,000	前期：632,000　後期：630,000 安全互助会費・途中入会含む
2.繰越金	585,084	585,084	0	
3.補助金	286,000	286,000	0	市から家庭教育学級へ：36,000 市からふれあい補助金：250,000
4.雑収入	40,000	22,314	▲ 17,686	貯金利息、記念品費・総会準備費戻り金等
合　　計	2,205,084	2,155,398	▲ 49,686	

支出の部

項　　目		支　出　項　目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	比較増減	付　　記
運営費	1.需　要　費	1.会　議　費	5,000	3,780	1,220	共通会議費
		2.渉　外　費	50,000	1,000	49,000	市P連行事開催せず
		3.交　通　費	15,000	0	15,000	校区外交通費
		4.通　信　費	30,000	23,176	6,824	郵送料・電話代補助等
		5.消 耗 品 費	110,000	60,187	49,813	用紙・封筒・トナー代等
		6.弔　　費	10,000	0	10,000	
		7.記 念 品 費	15,000	15,000	0	転退職職員へ
		8. 総 会 準 備 費	30,000	30,000	0	用紙・トナー代等
		小　　計	265,000	133,143	131,857	
	2.活　動　費	1.家庭教育学級開催費	80,000	52,875	27,125	
		2.広　報　費	380,000	127,600	252,400	「いなほ」発行代
		3.緑　化　費	40,000	27,356	12,644	用土・花代等
		4.ふれあい実行費	350,000	258,447	91,553	
		5.白 衣 修 繕 費	10,000	1,467	8,533	給食白衣のボタン代等
		小　　計	860,000	467,745	392,255	
	3.児童福祉費	卒業記念品費	120,000	111,340	8,660	紅白饅頭・胸花・花代
	4.会員福祉費	ソフトボール部補助金	60,000	60,000	0	ソフトボール・バレーボール補助金等
	5.諸 負 担 金	市P連負担金	20,000	0	20,000	
	6.備　品　費	備品購入及び修繕	50,000	0	50,000	
	7.製版機購入積立金		50,000	50,000	0	製版機購入用通帳へ振替
	8.周年行事積立金		100,000	100,000	0	周年行事用通帳へ振替
	9.予　備　費		510,084	51,148	458,936	運動会お茶代
運営費合計			2,035,084	973,376	1,061,708	
教育振興費			80,000	80,000	0	学校行事協力費等
安全互助会費			90,000	82,190	7,810	傷害保険費
総　　計			2,205,084	1,135,566	1,069,518	

（単位：円）

収支差引2,155,398- 1,135,566 ＝1,019,832

を次年度へ繰り越します。

製版機購入積立金決算書

令和5年3月31日現在

収入		支出	
前年度繰越金 4年度積立金として 利息	237,737 50,000 2	修理代として	5500
合　計	287,739	合　計	5,500

差引合計　　287,739 － 5,500＝ 282,239 円

周年行事積立金決算書

令和5年3月31日現在

収入		支出	
前年度繰越金 4年度積立金として 貯金利息	466,516 100,000 4		
合　計	566,520	合　計	－

差引合計　　566,520 － 0＝566,520 円

ＰＴＡ特別会計決算書

令和5年3月31日現在

収入		支出	
前年度繰越金 貯金利息	251,344 2		
合　計	251,346	合　計	0

差引合計　　251,346 － 0 ＝251,346 円

上記の通り報告いたします。

令和5年5月17日　　朝霞第三小学校ＰＴＡ

氏名・承認印割愛

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和5年5月17日

ベルマーク　　（単位:点）

令和4年度	1回集計	9,622
	2回集計	17,242
合計		26,864

次年度に 26,864点を繰り越します。

令和5年度予算書

収入の部

（単位：円）

項　　目	令和4年度予算額	令和5年年度予算額	比較増減	付　　記
1. 会　　費	1,294,000	1,314,000	20,000	2,000円×620世帯+教職員37名 安全互助会費・途中入会含む
2. 繰　越　金	585,084	1,019,832	434,748	
3. 補　助　金	286,000	250,000	▲ 36,000	市からふれあい補助金：250,000
4. 雑　収　入	40,000	40,000	0	令和4年度戻し入れ、貯金利息等
合　　計	2,205,084	2,623,832	418,748	

支出の部

項　　目		支　出　項　目	令和4年度予算額	令和5年度予算案	比較増減	備　　考
運営費	1.需 要 費	1.会　議　費	5,000	150,000	145,000	共通会議費・校外会議費補助
		2.渉　外　費	50,000	50,000	0	市P連行事参加費
		3.交　通　費	15,000	15,000	0	校区外交通費
		4.通　信　費	30,000	35,000	5,000	郵送料,電話代補助等
		5.消耗品費	110,000	110,000	0	用紙・トナー代・感熱紙等
		6.弔費	10,000	10,000	0	
		7.記念品費	15,000	15,000	0	転退職職員へ
		8.総会準備費	30,000	30,000	0	用紙代等
		小　　計	265,000	415,000	150,000	
	2.活 動 費	1.広　報　費	380,000	220,000	▲ 160,000	いなほ発行代
		2.緑　化　費	40,000	60,000	20,000	花苗代
		3.ふれあい実行費	350,000	350,000	0	開催活動費（市からの補助金含む）
		4.白衣修繕費	10,000	10,000	0	給食白衣のボタン・ゴム等
		5.家庭教育学級開催費	80,000	0	▲ 80,000	文教理事廃止のため予算無し
		小　　計	860,000	640,000	▲ 220,000	
	3.児童福祉費	卒業記念品費	120,000	150,000	30,000	紅白饅頭・胸花・花代
	4.会員福祉費	ソフトボール部補助金	60,000	60,000	0	ソフトボール・バレーボール補助金等
	5.諸 負 担 金		20,000	20,000	0	市P連負担金
	6.備 品 費	備品及び修繕	50,000	10,000	▲ 40,000	
	7.ＰＣ関連積立金		50,000	350,000	300,000	パソコン・プリンターの購入と修繕費積立
	8.周年行事積立金		100,000	500,000	400,000	１５０周年にむけて積立
	9.予 備 費		510,084	288,832	▲ 221,252	運動会景品等
	運　営　費　合　計		2,035,084	2,433,832	398,748	
教　育　振　興　費			80,000	100,000	20,000	学校行事協力費、さくら連絡網補助等
安 全 互 助 会 費			90,000	90,000	0	傷害保険費
総　　計			2,205,084	2,623,832	418,748	

収支差引残金なし
上記の通り提案いたします。

朝霞第三小学校PTA会長　氏名割愛

令和5年度　役員および会計監事

会長　　保護者1名

副会長　　保護者7名

書記　　保護者4名、教職員1名

会計　　保護者4名、教職員1名

会計監事　保護者2名、教職員1名

令和５年度　PTA事業計画

担当	事業	摘要
学級部	学級・学年PTAの推進	・学校行事の受付 ・新学年の役員決めの司会進行 ・学級費の監査 ・運動会係、白衣点検係の統括
総務部	環境整備	・校内の除草及び花植えや校内清掃 ・ベルマーク集計協力と推進活動 ・環境美化係、テトラ係、ベルマーク係の統括
広報部	PTA事業の広報活動	・広報誌「いなほ」の作成及び発行
校外指導部	児童の交通安全及び校区内外指導に関する活動	・通学路整備及び危険箇所の点検 ・通学班名簿及びパトロール表の作成 ・全家庭による地区ごとのパトロール実施、管理 ・「青少年を守る家」推進活動
ふれあい実行委員	ふれあいまつり	・ふれあいまつりの開催 ・ふれあい係の統括
執行部	・PTA活動の推進 ・学校やPTA連合会との連絡窓口	・総会、役員会、理事会の開催 ・各種研修会や親睦事業への参加 ・運動会、入学式、卒業式等、学校主催行事への参加協力 ・行政機関が実施するPTA関連事業への参加 ・各部主催事業への参加協力 ・集金係、市P連親睦係、卒業対策係の統括

※今後の社会情勢により変更になる可能性があります。

規　約　改　定

改正点　1、文化教養部廃止について　（令和５年２月 24 日　臨時総会にて可決）
　　2、細則　理事選出について　（令和５年３月２日 常任理事会にて可決）

改　正　前

第　9　章　常任理事会・合同理事会および各種部会

第２３条　総務理事・文化教養理事・広報理事・学級理事・校外指導理事・ふれあい実行委員は、各学級からそれぞれ１名ずつ選出され、総務部・文化教養部・広報部・学級部・校外指導部・ふれあい実行委員を担当し必要に応じて活動を行う。

第２４条　この会の活動推進のために各種部会を置き、次の会務を分担する。また、各部毎に部員の互選により、代表３名を選出する。

1.総　務　部・・・校内の美化活動を行い、環境整備に努める。また、リサイクル運動やベルマーク運動を推進し活動を行う。

2.文化教養部・・・会員の教養を高めるために家庭教育学級の開催、その他の講演会・研究会等を開催し文化活動を行う。

3.校外指導部・・・児童の校外生活を指導するための事業を行い、地域社会の環境改善のために調査・研究する。

4.広　報　部・・・この会の会員に対し、また必要に応じて地域社会関係諸機関および諸団体に対し、広報活動を行う。

5.学　級　部・・・学級ＰＴＡ会員の親睦を図り、家庭・学校・社会での児童の諸問題について話し合う場と、親と教師の共同学習の場を提供する。また、学級ＰＴＡでの意見・要望等を全体に反映させるために努める。各学年全体の諸問題に関しては、学年別の学級理事が必要に応じて担当する。

細　　則

２．理事選出について

第一条　役員経験者は理事選出の際、クラス全員が理事経験者の場合に該当児童のクラスでは理事選出は免除とする。
兄弟姉妹のクラスの場合、理事選出に参加するが、理事に選出された場合の代表は免除とする。

改　正　後

第　9　章　常任理事会・合同理事会および各種部会

第２３条　総務理事・広報理事・学級理事・校外指導理事・ふれあい実行委員は、各学級からそれぞれ１名ずつ選出され、総務部・広報部・学級部・校外指導部・ふれあい実行委員を担当し必要に応じて活動を行う。

第２４条　この会の活動推進のために各種部会を置き、次の会務を分担する。また、各部毎に部員の互選により、代表３名を選出する。

1.総　務　部・・・校内の美化活動を行い、環境整備に努める。また、リサイクル運動やベルマーク運動を推進し活動を行う。

2.校外指導部・・・児童の校外生活を指導するための事業を行い、地域社会の環境改善のために調査・研究する。

3.広　報　部・・・この会の会員に対し、また必要に応じて地域社会関係諸機関および諸団体に対し、広報活動を行う。

4.学　級　部・・・学級ＰＴＡ会員の親睦を図り、家庭・学校・社会での児童の諸問題について話し合う場と、親と教師の共同学習の場を提供する。また、学級ＰＴＡでの意見・要望等を全体に反映させるために努める。各学年全体の諸問題に関しては、学年別の学級理事が必要に応じて担当する。

細　　則

２．理事選出について

第一条　役員経験者は理事選出の際、クラス全員が理事経験者の場合であっても、家庭単位として各部理事を永年免除とする。

朝霞第三小学校ＰＴＡ規約

第　１　章　　名　　称

第１条　この会は朝霞第三小学校ＰＴＡという。

第　２　章　　目的および活動

第２条　この会は、児童のしあわせと健全な成長を図る事を目的とし、親と教師が協力して家庭・学校および社会における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、人間性を尊重する教育環境と社会環境を実現させるため、家庭と学校が一体となって努力する活動組織です。

第３条　この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。
１．よい父母、よい教師となるように努める。
２．家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
３．児童の生活環境をよくする。
４．国および地方公共団体教育予算の充実を図るように努める。
５．その他、目的達成に必要な活動をする。

第　３　章　　方　　針

第４条　この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
１．児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
２．特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
３．この会、または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
４．この会は、教育委員会・学校当事者に対し、学校問題に関して意見を述べ、または参考資料を提供し、あるいはそれに協力するが、学校の教育経営や人事に干渉しない。

第　４　章　　会　　員

第５条　この会の会員となることのできる者は次のとおりである。
１．正会員　‥‥　本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者、本校に勤務する職員。
２．賛助会員　‥　この会の趣旨に賛同する者は賛助会員になることができるが、入会は常任理事会が決定する。ただし、役員・理事になることはできない。また、総会では、意見を述べることはできるが票決には加わらない。

第６条　この会の会員は会費を納めるものとする。

第７条　この会の会員は朝霞市Ｐ連・県Ｐ連の会員となる。

第　５　章　　経　　営

第８条 この会の活動に要する経費は会費・事業収入・自発的寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第９条 会費は次のとおりとする。
１．正会員の会費は、年額２０００円とする。
２．賛助会員の会費は、正会員の半額とする。

第１０条　この会の経理は、総会において議決され、予算に基づいて行われる。

第１１条　この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第１２条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月３１日に終わる。

第　６　章　　役　　員

第１３条　この会の役員は次のとおりである。
１．　会　長　　１名　　副会長　　３名以上
　　書　記　　３名以上（うち教職員１）会　計　　３名以上（うち教職員１）
２．　役員は他の役員・理事・会計監事を兼ねることはできない。

第１４条　役員の選出は次のとおりとする。
１．会長・副会長は、常任理事会で選出する。
２．書記・会計は、会長が委嘱する。

第１５条　役員の任期は次のとおりとする。
１．役員の任期は２年（会計監事は１年）とする。ただし、自薦による再任を妨げない。
２．会長に欠員が生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
３．役員は１児童に対し任を得て任期を全うした時、家庭単位として役員及び各部理事を永年免除とする。ただし、自薦による再任を妨げない。

第１６条　役員の職務は次のとおりとする。
１．会長は、総会および各理事会を招集する。
２．会長は、各会議の議長を委嘱することができる。
３．会長は、すべての集会に出席して意見を述べることができる。
４．副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
５．書記は、総会および各理事会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。また、記録・通信その他の書類を保管する。さらに会長の指示に従ってこの会の事務を行う。
６．会計は、総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。また、定期総会の都度会計報告をする。さらにこの会の財産を管理し、予算の立案に協力する。

第　７　章　　会　計　監　査

第１７条　この会の経理を監査する為、３名の会計監事を置く。Ｐ２名、Ｔ１名、任期１年とし、総会で正会員より選出する。

第　８　章　　総　　会

第１８条　総会は、会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。定期総会は毎年１回開かれる。総会は事業報告・決算報告の承認、事業計画および予算の審議、役員の承認、その他重要事項に関する審議ならびに承認などを行う。

第１９条　臨時総会は、各理事会ならびに会長が必要と認めた時、会員の五分の一以上の要求があった時、開かれる。

第２０条　総会の定足数は、出席会員数とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第　９　章　　常任理事会・合同理事会および各種部会

第２１条　常任理事会は、この会の役員・各部代表３名・校長・教頭および教師理事で構成され、事業推進のために協議・調整・決定等を行う。

１．常任理事会は原則として毎月１回開催され、議事は出席者の過半数で決する。

第２２条　合同理事会は、役員および全理事で構成され、必要に応じて開催する。

第２３条　総務理事・広報理事・学級理事・校外指導理事・ふれあい実行委員は、各学級からそれぞれ１名ずつ選出され、総務部・広報部・学級部・校外指導部・ふれあい実行委員を担当し必要に応じて活動を行う。

第２４条　この会の活動推進のために各種部会を置き、次の会務を分担する。また、各部毎に部員の互選により、代表３名を選出する。

１.総　務　部・・・校内の美化活動を行い、環境整備に努める。また、リサイクル運動やベルマーク運動を推進し活動を行う。

２.校外指導部・・・児童の校外生活を指導するための事業を行い、地域社会の環境改善のために調査・研究する。

３.広　報　部・・・この会の会員に対し、また必要に応じて地域社会関係諸機関および諸団体に対し、広報活動を行う。

４.学　級　部・・・学級ＰＴＡ会員の親睦を図り、家庭・学校・社会での児童の諸問題について話し合う場と、親と教師の共同学習の場を提供する。また、学級ＰＴＡでの意見・要望等を全体に反映させるために努める。
各学年全体の諸問題に関しては、学年別の学級理事が必要に応じ担当する。

第２５条　各種部会には教師理事が１名加わる。

第２６条　各種部会および人員に関しては、必要により常任理事会の決議を経て、会長はこれを増減することができる。

第２７条　各種部会の計画について重要なことは、常任理事会の審議を経なければならない。

第２８条　理事の任期は１年とし、再任することができる。
理事代表を全うした時、任を得た児童に対してその児童が卒業するまで理事代表は免除とする。
ただし自薦による再任を妨げない。また、兄弟における理事代表は免除されない。

第２９条　校長は、各会議に出席して意見を述べることができる。

第３０条　この規約の改定は、常任理事会の議を経て事前にその内容を会員に通知し、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

第３１条　会長は、常任理事会の議を経て、本会会務の施行上の細則を定めることができる。

第３２条　本規約は、昭和３０年５月８日より実施する。

昭和３２年５月	２日	一部改定	昭和３３年４月２８日		一部改定	昭和３４年	月　日	一部改定
３５年	月　日	〃	３８年５月２５日		〃	３９年	５月３０日	〃
４１年５月	１日	〃	４４年５月１０日		〃	４７年	５月１７日	〃
５０年４月１７日		〃	５１年４月２４日		〃	５３年１２月	２日	〃
６１年３月	１日	〃	６１年５月２４日		〃	６３年	６月　４日	〃
平成　２年４月２８日		〃	平成　４年３月２１日		〃	平成　８年	５月　９日	〃
１７年５月１２日		〃	２２年３月	１日	〃	平成３０年	５月１６日	〃
平成３１年１月１７日		〃	令和　３年５月１３日		〃	令和　５年	２月２４日	〃

細　　則

１．慶弔規定

第１条　本ＰＴＡ（以降本会とする）の慶弔見舞いは、この規定の定めるところによる。

第２条　この規定の適用については常任理事会（以降理事会とする）にはかる。ただし、急を要するときは正副会長が協議の上処理し、理事会の承認を受ける。

第３条　本会会員または本校児童が死亡したときは、金 5,000 円もしくはこれに相当する物品をおくり、本会の代表者が会葬し弔意を表する。

第４条　本校児童が疾病傷害により安静加療（入院）が１ヶ月以上に及んだときは、金 2,000 円もしくはこれに相当する物品をおくり、本会の代表者が見舞う。

第５条　本会会員または本校児童が火災により重大な被害（疾病は除く）を受けた場合は、金 3,000 円もしくはこれに相当する物品をおくり、本会の代表者が見舞う。

第６条　この規定に定めがなく、急な判断を要する事項等については、正副会長が協議の上処理し、理事会の承認を受ける。

第７条　この規定は、平成 16 年５月 12 日より実施する。総会の承認を得て改正することができる。

２．理事選出について

第１条　役員経験者は理事選出の際、クラス全員が理事経験者の場合であっても、家庭単位として各部理事を永年免除とする。

三小PTA組織図

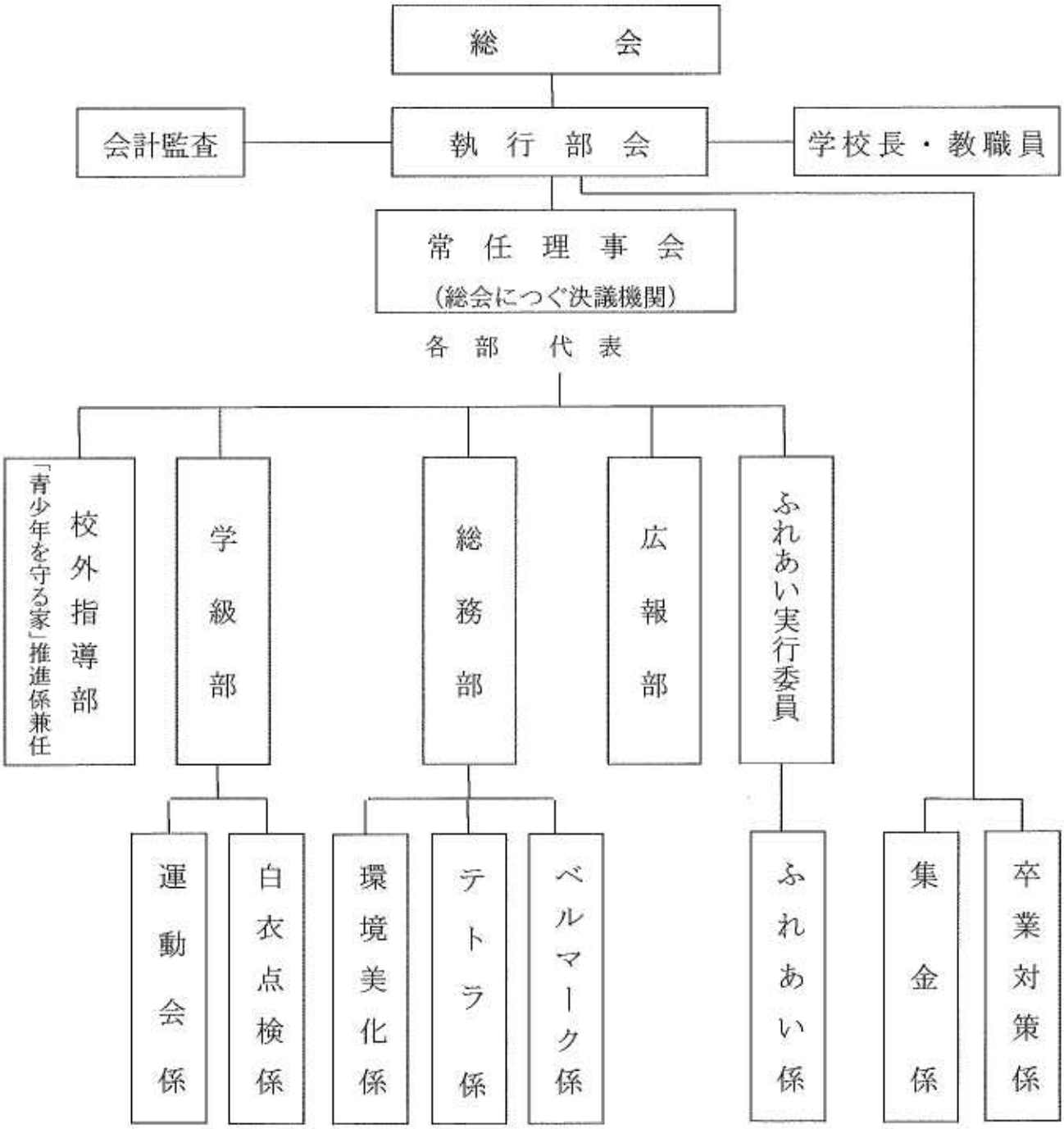

三小ＰＴＡは全員参加のＰＴＡ活動を行っています。

◎　総会後変更になる場合もあります。